

書評

大竹弘二著

『公開性の根源——秘密政治の系譜学』

(太田出版、2018年)

上野 友也

『公開性の根源——秘密政治の系譜学』は、近年出版された政治思想研究のなかでの最高傑作の一つであるだけでなく、これからの政治思想研究の歴史に残るであろう最大の研究成果である。『公開性の根源』は、大竹弘二氏の第2の単著となる。第1の単著である『正戦と内戦——カール・シュミットの国際秩序思想』は、博士論文の出版という位置づけであったが、第2の『公開性の根源』においては、政治思想研究者としての大きな飛躍がみられる。縦横無尽に政治哲学や文学などの著作を操り、平明な言葉で物語を紡いでいく。時代を超えた多様な物語のなかに光と闇の政治が発見されていく。まるで闇のなかの秘密を暴いていく推理小説のようである。これまでの政治思想研究が、法や制度などの光に注目するあまり、それらの陰に隠された闇には十分に焦点を当ててこなかった。本書では、政治における闇の系譜を追うことによって、政治の闇が近代以前から現代に至るまで面々と続くことを明らかにし、公開性の原理に基づいた近代国家の政治制度が色褪せた現代において、ますます法や制度を超えた例外状態における秘密政治が常態化していることを明らかにしている。以下、本書の内容を章ごとに紹介しながら、それを吟味していくことにしよう。

第1部「例外状態としての近代——秘密と陰謀の政治学」

・第1章「主権 vs 統治」

第1章では、本書の問題意識と基本的な議論の枠組みが提示されている。民主主義に基づく意思決定は、安定的な統治を導くことができるのか。昨今の民主主義に対する懐疑は、このような疑問を投げかけている。民主主義は、主権に基づいて正統化されてきたが、主権は統治を正統化する根拠でもあった。それでは、主権は統治を制御できるのかといえ、筆者によればそうではない。主

権の絶対性と統治の現実性のあいだには乖離がつねにあり、主権に対する期待が増大すればするほど、民主主義に対する期待が増大すればするほど、統治の現実はその乖離していくことになる。筆者によれば、民主主義に対する幻滅は、主権と統治の乖離に見いだされるのである。それに加えて、統治は主権を超越するものでもある。主権者を取り巻く影の人びとによる闇の政治が、実際には主権者に多大な影響を与えており、それは、主権者が国民に移った今日でもそうである。立法者の意思を超えて、官僚などの執行者の意思が統治に力を与えているからである。現在の民主主義に対する懐疑を捉えなおすために、近代初期の「公開性の根源」にまで遡って秘密政治の統治空間を分析する。

本章では、グローバルなレベルにおける主権と統治の拮抗について指摘はあるが(26頁)、それについての詳細な議論は展開されていない。グローバルなレベルにおいては、国家主権を超える政治的主体の存在が否定されるアナキーなシステムが構築されており、国内政治における主権と統治の相克については、そのままグローバルなレベルに適用するのは困難であろう。しかし、主権と統治の対立に関する筆者の指摘は、グローバルなレベルにおいてもみられるものである。グローバルなレベルにおいては、主権平等の原則と内政不干渉の原則が認められており、国家主権が尊重されるように見える。ところが、昨今の国際政治においては、かならずしもそうとはいえない状況が現出しているのである。それは、大国が主導する国連安保理が、国家主権の及ぶ国内問題について議論の対象とし、経済的・軍事的強制措置の対象となるようになっているからである。何が脅威であるのか、どのような場合に強制措置が発動されるのかは、国際法ではなく大国の意思によって決定される。そのような意味において、国家主権は大国主導の統治の下に置かれることになる。そのような決定は、公開の議論の場ではなく、秘密会議において実質的に認められるものであり、筆者の議論はグローバルなレベルにも適用可能な議論であると評価できよう。

・第2章「政治における秘密」

近代初期の公開性の原則の裏側に、秘密裏に行動する行政機構の活動があることを述べ、それが民主政治を掘り崩す要因になっていることを指摘する。近代民主主義においては、政治の秘密は忌避され政治の公開が要求される。しかし、今日の民主主義においては、国家の秘密な領域（アルカナ・インペリイ）が拡大し、国民が統制できる領域が縮小している。筆者は、このような民主主義の危機の起源を探るために、近代初期にまで遡り、アルカナ・インペリイの分析を試みている。第1章でも検討されたことであるが、主権と統治の対立はここでもみられる。主権は公開性を原則とするが、統治の技術はアルカナの実践である。近代国家の誕生は、主権を生み出すほか、国家の実質的な行政活動を生み出す。いいかえれば、それはアルカナの領域を広げるものでもあった。このようなアルカナの領域は、現代の民主政治においても主権に対抗する形でみられるものである。筆者は、公開性の原則＝立法府、アルカナの政治＝行政府という明確な図式で捉えているが、行政府にも公開性の原則を適用しようとする動きとそれを防御しようとする動き、日本では、情報公開法と特定秘密保護法との拮抗という形で登場するので、行政府をめぐる公開性の原則とアルカナの政治をめぐる対立があることを視野に入れた議論を展開すると、単純な図式的な理解は超えられそうである。ただ、そうはいつでも、行政府にアルカナの領域が広がっており、民主政治の基盤を揺るがすのはもっともである。

・第3章「陰謀、時間政治、コミュニケーションの秘密」

古代ローマの歴史学者タキトゥスが述べたアルカナ・インペリイの語は、近代の公開性の原則が定着する前の16/17世紀のヨーロッパにおいて大きな影響力をもっていたことが明らかにされる。このような陰謀による政治の重要性を説いた人物の一人が、マキャヴェッリであった。しかし、権力術数を説くマキャヴェッリに対する批判もあり、安定な統治と支配を実現するための統治の技法を説くタキトゥスがもてはやされ、それは、国

家理性論と堅く結びつくことになった。アルカナの概念は、主権国家体制の構築によって法律に取って代われ、陰謀も啓蒙と公開性の時代の到来とともに衰退することになる。しかし、このような近代においても、公開性に還元され得ない秘密政治の領域は残されているのではないか。現代の民主政治においては、秘密政治は行政を通じて行われ、主権者と被治者のあいだを媒介する権力を行使している。筆者によれば、高度に専門化した官僚が法を執行するために、法を超えた統治を担っているのが現代の姿である。この章では、章のタイトルにもあるように、政治における情報の管理と時間の管理が結びつくものであることが指摘されているが、これが秘密政治に特有の事態であるのかややわかりにくかった。かならずしも時間の政治に言及しなくても、この章で述べるべき論点は考察できたのではないかと思われる。

・第4章「例外状態と国家理性」

シュミットが『独裁』において明らかにしたように、近代国家は立法権が優先する法治国家になる前に、行政権が優越する行政国家として登場した。法治国家は、法律の制定と解釈によって統治する国家であるが、現実の政治においては法律の解釈を超えた判断が求められるものであり、アガンベンがいうような法律それ自体と法律の適用が対立の極点に達する例外状態が現出することになる。ボダンがいうように、近代初期の国家において求められたのは、宗教戦争の混乱に対処するための神学に対抗する論理と、マキャヴェリズムや国家理性論といった統治技術に対抗する論理であり、それが主権の概念であった。しかし、筆者は、このような主権が統治を制御できたかといえばそうではないという。フーコーがいうように統治性の源流は、近代初期の国家にみられるものであり、国家が領土よりも人口を管理するという統治の形態があった。このような系譜は、ドイツの官房学やポリツァイ学にもみられるものである。そのような思想は、ドイツが先行して社会保障制度を確立する社会国家の成立を促した。本章では、秘密政治の系譜学がシュミット、アガンベン、フーコーといった政治哲学者を経由して、現代の社会国家

の成立へと位置づけられている。非常に明快な論理で内容としても妥当であろう。

・第5章「偽装と隠蔽のパロック」

宗教戦争という例外状態において政治指導者が生き延びるために、偽装や隠蔽を用いる叡智の政治を求めた。そのような叡智の政治は、16世紀前半までの共和主義的な精神の消滅のち、公安と秩序を維持するための君主に向けた統治術という色彩を強めることになる。偽装や隠蔽によって外見を状況に応じて変化させる作法は、絶対王政時代の君主や上級階級に受け継がれた。それは、そのような王宮での政治が、偽善的な態度と礼節を強要するものであったからである。このような宮廷社会は、公的な上演と私的な秘密が区別できないほどに演じる役者のようでもあり、それは、アレントのいう「現れの政治」の退廃的な姿を示している。筆者がいうように隠蔽と現前の区別がつかないという事態は理解できるが、このことは、本書における秘密とは何かという問題を惹起させはしないであろうか。序章から第4章までは、両者は単純に対立的に論じられてきたのであるが、第5章において公開性の過剰が秘密になると言及されることになれば、それまで議論してきたこととの整合性がどのようにとられているのかが不明確になるように思われる。ただし、このことは、本書における議論の根幹を揺るがすものではないであろう。たとえば、後述されるが、法の生成は法の解釈を生み出すので、法が過剰に生成されれば、法を解釈して国を統治する行政府の権限が強大化し、秘密の領域が増えるからである。そのため、公開の過剰が秘密の領域を増やすという筆者の主張は妥当なものであろう。

第2部「主権者の憂鬱——代表的公共性の影と光」

・第6章「情念を統治する」

宗教戦争の時代においては、人間同士の情念の衝突をいかに管理して平和を維持するのかが問題となっていた。当初は、君主の情念を自ら統治することで、国家も統治できるという君主鑑が登場する。新ストア主義によれば、情念を平静によって統御することを目的としたが、これに対して、

利益の概念を用いることによって情念を管理する思想が登場してくる。利益の概念を用いることで、人間相互の対立も情念の衝突ではなく利益をめぐる交渉に還元することができる。そのような思想を唱えたのが、ホッブズである。ホッブズは、人間の死への恐怖という情念が最も根源的な情念であり、そのような恐怖を考慮すれば、人間は社会契約を結んで闘争をやめることが合理的な判断になると考えている。現代の民主政治において、情念を合理的な熟議のもとに包摂するヌスバウムなどのリベラリズムの動きのほか、情念を生理的な現象として捉えて技術的に管理する動きがみられる。これは、本書の主権と統治の対立に符合するものである。本章では、情念の管理から利益の政治へ、利益の政治から技術による統治へという一連の系譜が情念を軸にして整理されている。このような議論は、現代の欧米諸国や日本には妥当するよう思われる。一方、内戦やテロリズムが頻発するアフリカ諸国やアラブ諸国では、情念の政治が依然として行われている。国際政治学においては、紛争地域において情念を抑え込んで平和を定着させることが重視されるが、そのことが、大国が紛争地域の統治を進めることにもつながっている。まさに平和構築とは、大国が情念を技術(行政)によって統治することであろう。このように、現代の国際政治においても、本章で論じられた情念の統治はみられるものである。

・第7章「パロック主権者の悲劇」

主権と統治者の関係における悲劇は、主権の完全性と統治者の不完全性の乖離から生まれる。このような乖離は埋められることなく、統治者の悲劇が文学において広く語られることになる。宗教戦争に影響を受けたドイツ・パロック悲劇においては、現世を生き抜くために自らを慰めるストア的な生き方が模索されることになる。グリェフィウスのように恒心をもって殉教を求めるのか、ローエンシュタインのように叡智をもって戦争を生き抜くのか、いずれにしてもパロック悲劇においては、永続的な戦争状態である世界から抜け出して殉教者になることができる状況は想定されてはなかった。絶対王政の時代になり、これを称

揚するオペラ・セリアの時代が到来する。一方、シラーのような文筆家は、都市空間に陰謀の世界を見だし警察を舞台とした劇作を残すことになる。陰謀空間は、都市をめぐる新たな文学の世界を広げることになった。本章では、結論において「こうした不可能性ゆえにかえって権力は誰のものにもなることなく、すべての人を強迫的に悩ませ続けるという事実なのである」とあるが、第7章の結論としては妥当であるとはいえ、「バロック主権者の悲劇」という章のタイトルからすると、都市空間における陰謀の世界を対象とした文学が登場したこととの関連性があまりみえてこない。

・第8章「バロック主権者の栄光」

絶対主義の到来によって、国家理性やアルカナに頼って統治するのではなく、自らの尊厳を公衆の面前で劇的に演出する「代表的公共性」の時代になった。ノーデは、支配者が体制の維持のために法律を侵犯する行為を「ク・デタ」と述べ、支配者が突然秘密を公衆に晒すことによって与える驚きを通じて、至上権を演出する効果を説いた。コルネイユの演劇において、驚きは君主の慈悲を通じて与えられる。このような君主の慈悲は、法律を超えた存在であり、形を変えた「ク・デタ」であった。演劇からオペラの時代に移行するにあたり、オペラにおいても法律を超越する君主の慈悲は演出されつづけることになる。君主の慈悲は、情念に動かされるまま法律によって処罰するものではなく、ストア主義的な自己の欲情の抑制によって成し遂げるものである。このような慈悲は、復讐の連鎖を断ち切るものであり宥和がもたらされる。君主の栄光は、正義による決定を取り消し、慈悲を通じて例外状態を生み出す。このような例外状態における決断や能力が、君主の栄光には必要とされる。君主の栄光による統治は、市民革命以降色褪せたものになるが、それでも、このような栄光が現代の代議制民主主義に影響を及ぼしている可能性もある。本章を読んで考えたことが、現代の民主政治における立憲君主制の意味である。日本やイギリスなどでは立憲君主制が依然として残っており、日本の天皇はいまだに栄光をもつ象徴として機能している。また、タイの国王は、

政治的中立であるが政治に強力な影響力を保持しており、君主の栄光なしには政治が機能しないように思われる。本章は、君主の栄光と慈悲という観点から、議会制民主主義における立憲主義制の意味を考える契機を与えるものである。

・第9章「代表と民主主義」

代議制民主主義においては、「代表」に内在する二つの意味によって動揺してきた。「代表」とは、「模写」の意味だけでなく「現前」の意味でも用いられてきた語であった。「代表的公共性」の観点からすれば、支配者が人びとの前に登場することを意味しており、民主政治に対立する原理でもあった。「市民的公共性」への移行のあとでも、主権者の栄光の現示という遺産は、議会をはじめとして受け継がれることになる。人民は、国家の統一の表象であり、国民は平等であるという擬制を可視化させることが重要である。それを可視化させる一例が、議会の空間配置である。筆者が指摘しているように現代の民主政治における「代表」は、「模写」と「現前」の二つの意味に分断されているという指摘は非常に興味深いものである。筆者が述べるように議会の空間配置も「現前」の一例ではあるが、現代の民主政治において「現前」といえば、派手な演説やパフォーマンスが目につかぶ。まるで国民の利益を代弁しているかのようにみえてそうではなく、国民を政治に動員するために用いられる。本章を読むと、民主政治には、国民による政治という側面と、政治家が演出を通じて国民を動員するという側面があることをあらためて想起させる。

第3部「社会国家とその不安——官僚と非行者」

・第10章「書記の生、文書の世界」

17世紀にドイツの行政機構が整備されるに対応し、官房学が影響力をもつようになった。法に対する福祉の優位性が高まり、国家が国民の福祉に配慮し、国民の情報を統御する必要があります高まるなかで、行政実務の文書化が進むことになった。このような法治国家の進展にともない、法の解釈が問題となる。そこで、参照されるのが情報の集積地であるアーカイヴである。アーカイ

づは、書字を通じて人びとを臣従化=主体化していく。そこで現れる興味深い男が、メルヴィルの『書記バートルビー』に登場するバートルビーである。バートルビーが、仕事を頼まれたときに発する「しないほうがいいのですが」という言葉は、行為の停止、非-行為遂行のスピーチアクトであり、書字による規律訓練権力に対抗する批判である。本章では筆者が論じているように、コモン・ローと衡平法が対照されて論じられている。ここで気になるのは、行政府ではなく司法府がどのように法律を超えた統治を実践しているのかという問題である。法律を柔軟に解釈することによる統治は、行政府の特権だけでなく司法府の権限の一つであるとすれば、どのような議論が構築できるのかは興味深い。

・第11章「フランツ・カフカ、生権力の実務」

19世紀の社会国家の時代が到来することによって、統計学の重要性が増してきた。作家のカフカは、ベーメンの保険協会において企業の危険度のランクを設定する業務に従事していた。そこで役立ったのが、統計技術であった。カフカが従事して擁護しつづけた社会保険制度は、産業社会の諸問題に対処できなくなったために登場した社会政策の一つである。社会政策においては、行政措置が法を超えて社会状態の改善のために介入する。このように筆者は、社会国家の時代に生きたカフカの人生を振り返りながら、社会国家における統治の技法を明らかにしている。これは、評者が専門とする国際機関における統治技法にも通ずるものである。たとえば、持続可能な開発目標は、数量化可能な目標を設定して、貧困の撲滅や性差別の克服を実現しようとするものである。そのような目標の設定を可能にするのが、統計的技法である。全世界のデータが国連の管理下に置かれて、主権国家の、場合によってはその地域や都市レベルの社会経済状況が把握され、それが国連機関の政策に活かされているわけである。グローバルなレベルでの生権力を理解するうえで、本章が主張していたように統計は重要な意味をもつのである。

・第12章「スパイ、ゲーム、秘密の戦争」

19世紀の産業社会によって大衆社会が誕生する一方で、人びとは希薄な人間関係に置かれて茫漠とした不安を感じるようになった。そのような不安を背景に登場したのが、探偵小説である。探偵は、犯罪者や異常者によって掻き乱された社会に秩序を取り戻す機能を果たす。また、スパイ小説では、国家に対する不安を背景に、国家の安全を脅かす陰謀に対してスパイが活躍する様子が描かれる。一方、植民地では法律や制度に基づくのではなく、命令を通じた例外状態の常態化を通じて支配が実行される。キプリングの小説『少年キム』の主人公キムは、植民地支配を補完するスパイであり、ゲームのプレイヤーとしての役割を果たす。20世紀以降、国家に対する信頼はさらに揺らぎ、アラビアのロレンスのように国家からの使命を純粹に受け入れることができずに葛藤するスパイも登場してくる。フィクションにおけるスパイにおいても、正義と陰謀のあいだで揺れ動く姿が描かれることになる。この章は、他の章に比べて長いこともあって、章の論旨からすると必要ではないと思われる箇所がみられ、十分に整理されていないように思われる。とくに最後の節「演技の潜勢力」は、内容は興味深いものであったが、「スパイ、ゲーム、秘密の戦争」という章の題目から判断すると必要であったのか疑問が残る。

・第13章「統治の彼方の政治」

第13章は、本書の問題意識に対する筆者の最終的な結論が示されている章である。シュミットは、全体主義国家は経済を統御できない弱い国家であり、行政権力に期待をかける一方、ノイマンは、全体主義国家に対抗する立法権力の復活を求めた。一方、オールド自由主義によれば、経済の自由は国家が保障するものであり、両者は相補的關係にある。つまり、主権/生政治、超越的権利/内在的秩序といった対立はむしろ相補的なものではないのか。そうであるならば、統治が主権を超える政治の危機に対して、国民に主権を取り戻すだけでいいのか。主権と統治を停止させるのが無為である。無為とは、ベンヤミンによれば目的をもたない純粹な手段である。誰にも使用されず、

所有不可能な事物は、支配からの自由を意味する。そのような無用な事物は、アドルノのように主体の反省を促す否定性の経験とみなす一方、ベネットのように肯定的な存在論になるとしても、いまある世界を別の世界に移す潜勢力へと転嫁するものである。そのような無用な事物とは具体的な何を意味しているのか。それは、遊びである。ベンヤミンによれば、遊びは何の目的もなく繰り返される反復である。遊びとは、遊ぶ主体が遊ばれるおもちゃにのめり込む状態である。そこでは、主体と客体は溶け合っている。政治とは本来自由な遊びとしての性質をもっていた。いいかえれば、真の政治は無目的な自由の活動なのである。良き統治が危険に晒すのは、このような潜勢力をもった政治的なもの自由である。ここまでの筆者の主張に対して疑問に思われるのは、いわゆる政治が、主権と統治の現実巻き込まれているなかで、そのなかから政治の自由を見つけるためにできることは、無目的な行為ということになるわけだが、はたして、それは何を意味しているのだろうか。政治を有用性のない無目的な事物＝おもちゃとして扱うことのできる人とは誰なのか。評者が思うに、それに最も近い位置にいるのは、政治学者ではなからうか。統治者や官僚や国民は、政治から最も近い場所から政治に取り組んでいるが、彼らにとって政治とは道具である。しかし、政治学者は政治から最も遠い場所から政治に取り組んでおり、研究とはまさに遊びである。統治が主権に優越する政治の危機を純粹に追求できるのは、統治者でもなく主権者でもないであろう。むしろ政治学者の役割である。政治学者が最も純粹に政治を追求できるがゆえに、現実の政治を批判的に考察する自由をもっている。そのような意味で、政治学者による研究は無益であるが、意味fulものではなからうか。

・補論「統治 vs ポピュリズム？」

技術を通じた統治に対抗する民主主義は、ポピュリズムという形態を必ずとるのか。ラディカル・デモクラシーは、ポピュリズムの実践を通じて人民を新たな仕方で構成しなおそうとする。その特徴は、いかなる社会的実体にも基礎づけられ

ないヘゲモニー闘争、「われわれ」と「彼ら」のあいだに境界線を引く敵対性にある。ラディカル・デモクラシーは、多様な価値をもつ集団を一つの主体に形成する機能を果たすが、実質的な合意の内容よりも、その合意が果たす効果に関心がある。このような本質主義から離れた政治的な実践は、実体的根拠のない言説によって構成される社会構成主義に回収され、「言説中心主義」の陥穽に陥る。また、ポピュリズムは、敵対性を利用して人びとを動員する政治形態であるが、敵対性が自己のアイデンティティを構築するという考え方には疑問が残る。それは、社会の複雑性を極端に単純化して、敵を指定するパラノイアにすぎないからである。それゆえ、ポスト政治時代の民主主義の実践は、ポピュリズムという形態を必ずとるとはいいがたい。それでは、どのような形態の政治の実践が残されているのか。筆者は、主体が主体として行為できない不能性に注目することから、政治を考える必要性を主張する。非常に難しい指摘なので、評者の理解を超えるのであるが、それでも考えたところを指摘したい。不能性の反対語は、全能性である。技術には、全能性（完全性）が求められ、その技術に基づいた統治も同様に全能性（完全性）が求められる。しかし、人間は完全ではない。つまりは、不能性の実体である。技術による統治は完全を求め、人間自身は不完全なものであるから、技術による統治はますます非人間的な色彩を帯びてくる。また、人間は不完全な存在であるのに、技術を完全に管理しようとするということにも限界がある。日本政治の文脈でいえば、東日本大震災は、まさに技術による統治が崩壊して非人間的な様相を露呈し、人間は脆弱で不完全であることが痛感させられたのであった。人間が全能であるという過信によってではなく、脆弱で不能な存在であるということを理解したうえで、政治のありようを考える時期に来ているのかもしれない。